

# 歩行者利便増進道路（ほこみち）について

## これまで

「道路」…人や車が通行するための空間

➡通行の支障となる物の設置＝原則不可（電柱設置等を除く）

## 現在

歩行者利便増進道路（通称「ほこみち」）制度の創設（令和2年 道路法改正）

・道路を「通行」以外の目的で柔軟に利用ができるようにする制度

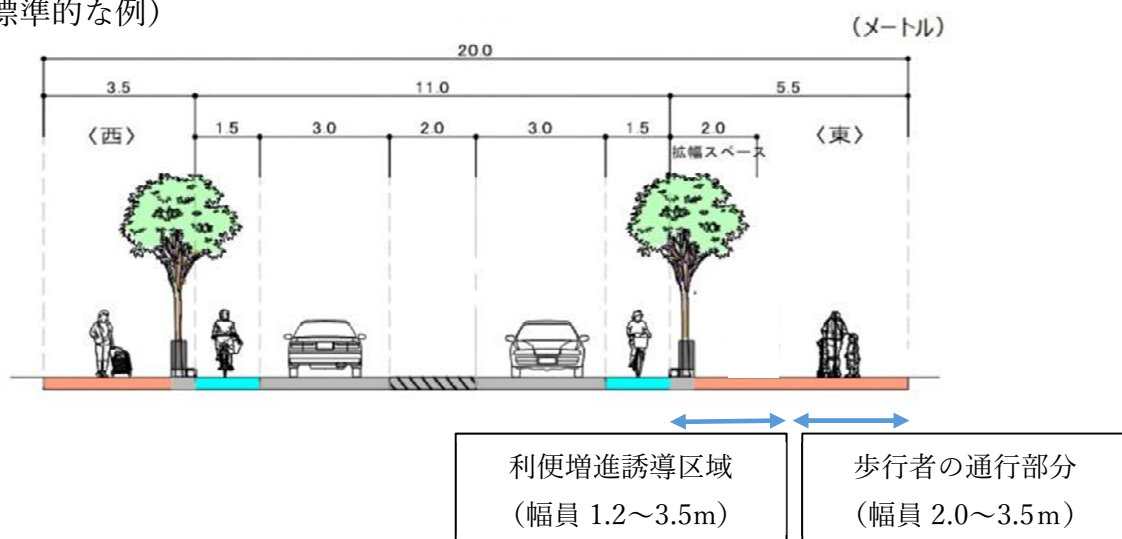
人や車が安全に通行するための機能確保を前提にし、沿線の店舗等が、歩道にオープンカフェやベンチなどを置いて、歩行者にとって便利で、にぎわいあふれる空間を創り出すことができるようになった。

## 佐賀市においては

### ①制度活用について

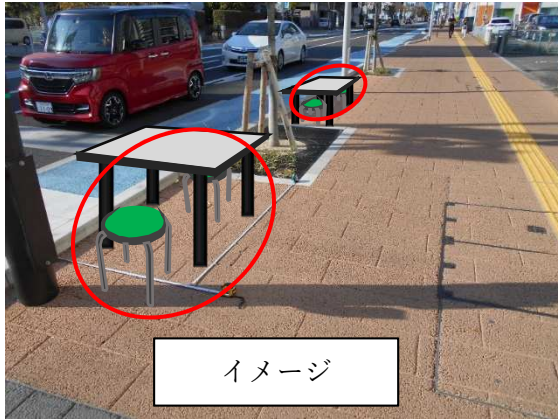
サンライズストリートを歩く人の増加を見据え、整備後の市道三溝線の東側歩道（最大幅員約 5.5m）を多くの人々が楽しく歩くことができる空間とするため「ほこみち」制度を活用する予定

（標準的な例）



## ②制度活用に向けて

- 1) 対象路線の指定 … 公安委員会と協議中(R4年度内に指定予定)
- 2) 特例区域の指定 … 警察署と協議が必要(東側歩道整備後に指定予定)



○ 特例区域

## ③サンライズストリートにおける制度活用について

現在、上記②のとおり、市道三溝線の制度活用に向けて協議を行っているが、国道264号・263号を含めた「サンライズストリート」全区間で「ほこみち」制度活用を予定しており、佐賀県とも協議を進めている。

## ◎他都市の例

